



環 管 - 962
平成27年11月16日

経済産業大臣 林 幹雄 様

秋田県知事 佐竹 敬 久



新郷村風力発電所環境影響評価準備書に対する意見について

電気事業法第46条の13に規定する環境影響評価法第20条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

1 総括的事項

- (1) 現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講じること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

設置する風力発電設備の騒音パワーレベルについて、出典や測定方法等を評価書に記載すること。

(2) 動物

事後調査としてバードストライクに関する調査を実施することとしているが、風力発電設備の稼働に伴う影響を十分に把握できる調査となるよう、専門家等の意見を聴いた上で適切に実施すること。

【担 当】

秋田県生活環境部環境管理課

環境審査班 高橋、片山

電 話 018-860-1601

FAX 018-860-3881